第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　直流の電気推進スラスター及びそのために特別に設計された電動機（ブラシレス直流電動機及び永久磁石交流（ＰＭＡＣ）電動機を含む。）

（三）・（四）　（略）

ロ～ホ　（略）

五～十四　（略）

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　宇宙空間用の飛しょう体のミッション機器であって、第六条第二号イ（一）４若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ・ヘ　（略）

四の二～二十　（略）

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

九　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

（削る）

十・十一　（略）

第十六条　外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一～三　（略）

第十一条　輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ　一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　（略）

（二）　直流の推進電動機又はスラスター

（三）・（四）　（略）

ロ～ホ　（略）

五～十四　（略）

第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　（略）

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの

イ～ハ　（略）

ニ　宇宙空間用の飛しょう体のペイロードであって、第六条第二号イ（一）４若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ・ヘ　（略）

四の二～二十　（略）

第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～八　（略）

九　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

イ　（略）

ロ　無人式の潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの

（一）・（二）　（略）

（三）　光ファイバーを用いていない光伝送の方式によって一、〇〇〇メートルを超える距離でデータ又は指令を送受することができるもの

十・十一　（略）

第十六条　外為令別表の四の項（一）の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであって、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一～三　（略）